

「北海道・札幌におけるGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査業務」  
企画競争提案説明書

令和8年札幌市告示第161号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年1月13日

2 契約担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階

札幌市まちづくり政策局政策企画部グリーントランステンション推進室

事業担当課 担当：安達、中田（電話011-211-2422）

メールアドレス：gx-project@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

北海道・札幌のGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査業務

(2) 目的

令和5年6月に、産学官金の21機関から成るGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」（以下「TSH」という。）を設立し、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資、及びそれに呼応した世界中からの投資を北海道・札幌に呼び込むため、洋上風力発電や水素製造等の事業化を進める「8つのGXプロジェクト」、そして、投資を促進するための情報基盤整備やファンド組成等を進める「6つの重点取組」を中心に、様々なチャレンジを始めている。

これらの取組を進めることで、北海道・札幌におけるGX関連産業のサプライチェーンの構築・雇用創出を図り、電気・水素等の地域利用・道外移出等を通じた経済活性化に繋げるとともに、スタートアップの創出・育成を進め、世界中から資産運用会社等の金融機能を札幌に呼び込み、日本の再生可能エネルギーの供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターを実現したいと考えているところである。

こうした構想の実現に向けて、札幌市への金融機能の強化・集積を通じ、道内GX関連産業への道外・国外からの投資誘致や地元企業のGX関連産業への参入を促す新たな金融戦略の基盤構築を目指す。この戦略の推進にあたり、国内外の投資家が北海道・札幌のGX関連産業に投資を行う際の投資判断基準の調査及び道内GX関連産業のサプライチェーンへの参画を志向する既存道内事業者等への資金供給を実現する効果的な方法論の検証を行うものである。

(3) 業務内容等

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 予算額（事業規模）

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

#### 4 企画競争参加資格

- (1) 日本国内に事業所を有する法人であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (6) 企画書等提出時点の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。
- (7) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (9) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
  - ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

#### 5 企画提案を求める項目

業務仕様書を確認のうえ、以下の項目について企画提案を行うものとする。

- (1) 業務遂行能力及び費用内訳
- (2) サステナビリティ基準等を投資判断しているファンドの組成、運営又はこれらに関する業務実績
- (3) 社会的インパクトの創出を目指す事業に対する国内外投資家の投資判断基準を明確化するための調査について
- (4) 北海道内のGX関連産業のサプライチェーンへの参画を目指す事業者の資金調達における課題を明確化するための調査について
- (5) 各種調査に係る調査対象の選定の考え方について

## 6 提案説明書等に関する質問

- (1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様書その他本企画競争に関する手続きに関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書を提出すること。

ア 提出期限

令和8年1月21日（水）正午まで（予定）

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめた電子メールにより、上記2に示すメールアドレス宛に送信すること。なお、メールの件名を「（団体名）【北海道・札幌のGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査業務】の質問について」とすること。

- (2) 質問に対する回答

回答は電子メールにより行う。公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問及び回答の要旨をホームページにて公開する。受付期間内に到着しなかった質問書については回答しない。

## 7 参加手続き等

- (1) 参加申込書の提出等

ア 提出期限

令和8年1月21日（水）正午まで（送付にあっては必着）（予定）

イ 提出書類

参加申込書 様式1のとおり

ウ 提出場所

上記2と同じ。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は上記ウと同じ。

- (2) 提案書類の提出等

ア 提出期限

令和8年1月26日（月）正午まで（送付にあっては必着）（予定）

イ 提出書類

提案書（任意様式）及び参考見積書

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの（正本） 3部
- ・提案者の団体名称等が記載されていないもの（副本） 10部

ウ 提出方法

持参又は送付とし、紙面のほか電子記録媒体（DVD等）1個を添えて提出すること。なお、送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

- (ア) 提出書類には表紙をつけ、表題として「北海道・札幌のGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査業務」と記載すること。
- (イ) 提出書類には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記する等、特定できない表現で記載すること。
- (エ) 提案書類（正本）には、提案者の法人名等（提案書にあっては提案責任者名（提案者の指揮命令下にある者に限る。）を忘れずに記名すること。
- (オ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。
- (カ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (キ) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
- (ク) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加（下記（キ）の場合を除く。）は認めない。
- (ケ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (コ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

(3) その他

札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がない事業者は、以下に掲げる書類を、上記7(1)イに掲げる書類と併せて提出すること。

提出書類	備考
申出書（共通第2号様式）	-
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・登記は現在事項証明又は全部事項証明。</li><li>・写しでも可とするが、参加申込書の提出日から3カ月以内に発行されたものであること。</li></ul>
財務諸表（直近2期分）	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸借対照表、損益計算書</li></ul>
納税証明書（市区町村民税）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの。</li><li>・写しでも可とするが、参加申込書の提出日から3カ月以内に発行されたものである</li></ul>

	こと。
納税証明書（消費税・地方消費税）	・未納が無い旨の証明書 ・写しでも可とするが、参加申込書の提出日から3カ月以内に発行されたものであること。
誓約書（様式2）	-

## 8 提案書類の審査（契約候補者の選定）

### （1）契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員5名のほか本市職員以外の学識経験者等の委員2名（計7名）からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点（※②）以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

### （2）審査（評価）方法（評価基準）

ア 審査（評価）は、有効な提案書類（下記9「提案の無効」に該当しないもの）に基づき行う。

イ 審査（評価）は、次のとおり配点して行う。なお、具体的な評価項目及びその評価（採点）基準については、次のとおり。別記の「提案書評価基準」による。

・分類1 履行実績等 満点120～210点（配点30点×委員4～7名※①）

・分類2 企画提案 満点280～490点（配点70点×委員4～7名※①）

計（合計値）満点400～700点（最低評価基準点（※②）240～420点※①）

※① 審査（評価）事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあっては、評価に携わった実際の委員（出席者）数によって変動する場合がある。

※② 「最低評価基準点」は、エ-（イ）で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件（当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。）をいう。

### ウ 審査（ヒアリング審査）

審査対象者に対して次のとおりヒアリング審査を行う。

#### （ア）開催場所及び方法

審査対象者に対し別途（開催日は令和8年1月28日（水）を予定）通知する。

#### （イ）ヒアリング審査にあたっての留意事項

a ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。

b ヒアリング審査の際に使用する資料等は、上記7(2)に基づき提出された提案書類のみとする。

c 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者（いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。）とすること。

d ヒアリング審査は1提案者あたり30分（準備・説明15分＋質疑応答15分）とし、順次提案者個々に行う。

e ヒアリング審査にあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行うため、留意すること。

## エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じ者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

a 8(2)イに記す「評価項目及び評価（採点）基準」にて指定されている「選定に係る特定評価項目」の評価点（合算値）が最も高い者を優先に選定する。

b 上記aにおいてもなお評価点（合算値）の同じ者が2名以上いる場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、ヒアリング審査の結果、評価点（合算値）が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

## オ 一次審査（書類審査）

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査（ヒアリング審査）の前段において、有効な提案書類をもとに審査（評価）し、上位と評価された者4名を、上記ウの最終審査（ヒアリング審査）対象者として選定する。ただし、審査対象者が4名以下の場合は、一次審査を省略し、審査（ヒアリング審査）に移行する。

一次審査の結果、ヒアリング審査に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、疑義の申立てを書面（様式自由）により求めること（提出方法は7(1)オと同じ。）ができる。

## (3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面（提案者名、上記(2)イに基づく採点（合計値及び分類毎の採点）その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」）により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、疑義の申立てを書面（様式自由）により求めること（提出方法は7(1)オと同じ。）ができる。

## 9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号（押印部分を除く。）及び第4号から第7号までの規定（この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。）のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額（参考見積額）が上記3(5)の予算額（事業規模）を超える提案
- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(2)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

## 10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業（随意契約の相手方のものに限る。）以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
  - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
  - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
  - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
  - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

- (1) 契約候補者との協議  
本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。
- (2) 見積書の提出  
上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約の締結  
上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。
- (4) 役務契約に係る標準契約約款  
別添参照
- (5) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額（免除規定を適用する場合有り）

## 12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円
- (2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。